

平成29年度第3回墨田区地域包括支援センター運営協議会議事要旨

1 日時

平成30年3月19日(月) 午後2時から午後3時50分まで

2 場所

墨田区役所12階 121会議室

3 議題

- (1) 平成30年度墨田区高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室事業実施方針(案)について
- (2) 平成30年度高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室重点事業計画(案)について
- (3) 平成30年度高齢者支援総合センター委託料内訳(案)について
- (4) 高齢者支援総合センター(福祉総合型)整備について
- (5) 基幹型地域包括支援センターの基幹機能の一部移行について
- (6) 平成30年度墨田区地域包括支援センター運営協議会の開催予定(案)について

4 出欠者

墨田区地域包括支援センター運営協議会 会長 副会長

氏名	所属・役職	出欠
鏡 諭	淑徳大学教授	出席
小西 啓文	明治大学教授	出席
山室 学	墨田区医師会	出席
松田 浩	本所歯科医師会	欠席
北總 光生	向島歯科医師会	出席
堀田 富士子	東京リハビリテーション病院	欠席
古畑 元資	東京都柔道整復師会墨田支部	出席
鎌形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席
丹沢 正伸	墨田区特別養護老人ホーム施設長会	出席
栗田 陽	墨田区社会福祉協議会事務局長	出席
濱田 康子	すみだケアマネジャー連絡会	欠席
青柳 吉季	墨田区訪問介護事業者連絡会	出席
加藤 みさ子	介護保険サービス利用者	出席
佐藤 和信	第1号被保険者	出席
伊藤 典子	第2号被保険者	欠席
青木 剛	墨田区福祉保健部長	出席

以上12名出席

5 議事要旨

- (1) 平成30年度墨田区高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室事業実施方針(案)について
事務局が資料1を用いて説明を行った。

(2)平成30年度高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室重点事業計画(案)について

高齢者支援総合センター8ヶ所の事業報告について資料2-1~8を用いて説明を行った。

- 議題(1)及び(2)に係る質疑応答 -

- 会 長** : 介護保険法が2017年5月に改正され、報酬案が2018年1月26日に提示された。報酬案には、リハビリテーションや終末期など医療に係る内容が非常に多くなっている。併せて、介護予防、日常生活の自立支援が強化されているということで、それを受けて基本方針が立てられている。そこで気にしなければならない点は、今回の報酬改定の内容が7期計画に入っていないことだ。介護予防の話や、報酬改定の中でケアプラン策定にあたって、ホームヘルプの生活支援の部分で、生活援助が月に30回以上あった場合、ケアプランを市区町村に届けなければならない省令改正が行われる予定である。届けられない場合、厚労省の解説では、ケアプランの是正等を促してほしいという要望があるが、実際には、利用者とセンター、ケアマネ等の関係でサービスを行っているため、区が直接的に入れる環境にない。自立支援や重度化防止とあるが、具体的な対応については、相当丁寧にやっていたいかなければならないと思う。区は、自立支援や重度化防止に関してどのように考えているのか。
- 事務局** : 自立支援や重度化防止について、要介護状態であっても、その人の尊厳を保持し、持っている能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう支援をする。区民の実態と合わせ、サービスを受けている人の不利益にならないような対処をしていく必要があると考える。
- 会 長** : 区がそのような方針があるということなので、現場の皆さんは、国の方針は「寝たきりの人を起こす」、「サービスを使わせない」だが、実態に即した介護保険サービスを利用し、日常生活が安心して送れるような仕組みを作っていく、その中で利用者本人が努力をし、介護予防や自立支援をしたいのであれば、それに対する業務提携をするという段階なので、国の改正案の方にとらわれず、行ってほしい。
- 委 員** : 医療と介護の連携情報の共有化の中で、多職種間の情報共有シートや連携の仕方を定めたルールブックを作成しているが、その普及について、センター単位で協力してもらうことは可能なのか。
- 事務局** : 情報共有ツール部会においても話題になっているが、区の中の情報共有の仕組みづくりについて、どのような形で進めていくことが今の墨田区にとっていい方法か、引き続き、検討していきたい。
- 委 員** : 資料1「本システムにおける主要な担い手となる地域住民が主体的に活躍できるよう、高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室は包括的に支援することが必要である。」とあるが、現段階でこのような形で言い切ってもよいのか。これを目標にするのは良いと思うが、地域住民の意識と大きな

乖離があると思うので、その部分を埋めなければ難しいのではないかと。

資料1の3(1)エ「権利擁護・虐待防止ネットワークの推進」について、区では、具体的にどのようなことを担っているのか。また、虐待防止ネットワークに関しても教えてほしい。

事務局：区民向けの虐待や権利擁護に関する講座を実施した結果、ケアマネやセンターを通じ、虐待等の通報が届く仕組みづくりができつつあるが、後期高齢者や認知症等の支援が必要な高齢者が増加しているため、今後もセンターと連携して取り組んでいくことを目指している。28年度の虐待通報件数は、170件であり、そのうち虐待認定は、92件である。また、区長申し立て（成年後見制度）は、68件であった。

事務局：区としては、地域住民の方が担い手になっていけるような取組や参加しやすい支援等のバックアップを7期計画の中で進めていきたい。

委員：区の基本的な考え方は、地域力の向上を目指すということか。たちばなの目指すべき将来像において「おせっかいな人が住む街」とあるが、人とのつながりが少ない中、区の基本方針に向け、どのような努力をしているのか。

事務局：介護保険制度に沿ったサービスを使わなくても元気で過ごしている人が大勢いる中で、1人1人が力を発揮しながら、サポーターの役割を果たしたり、自身が生きがいを持って生活ができる仕組みづくりを考えている。

たちばな：墨田区下町の強みを伸ばしていこうということで、この文言を使用した。昨年4月～7月に開催した地域ケア会議を通じた発想である。

副会長：「とりわけ、地域住民が主体的に、本システムにおける主要な担い手としての役割を發揮できるよう、高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室は包括的に支援することが必要である。」と表現した方が、事務局の説明と合うと思うのですが。

事務局：文言修正する。

会長：安否確認とは何か。連絡に基づいて動いた件数なのか、鍵を開けた件数なのか。また、救われた件数はどれくらいか。

事務局：通常は、関係機関や家族に連絡し、確認したものを安否確認という。また、「近所で見かけない」等の情報が入った際、高齢者みまもり相談室が確認に行き、外観から家の中に人がいると判断した場合、警察に通報し、複数名立会のもと、警察が鍵を開けるといったケースもある。安否確認の件数は、連絡に基づき動いた件数である。救われた件数は、確認する。

会長：鍵を壊すケースはあるのか。

事務局：年間数件ある。

(3)平成30年度高齢者支援総合センター委託料内訳(案)について
事務局が資料3-1～8を用いて説明を行った。

(4)高齢者支援総合センター(福祉総合型)整備について

事務局が資料4を用いて説明を行った。

(5) 基幹型地域包括支援センターの基幹機能の一部移行について

事務局が資料7を用いて説明を行った。

- 議題(3)~(5)に係る質疑応答 -

委員 : 資料7「6位置付け」によると、「区に設置していた基幹型地域包括支援センターを廃止した上」と記載されているが、区に基幹型の機能は残さないということか。その場合、前回の地域包括支援センター運営協議会における、「委託をしても基幹型の業務管理は、区として行ってほしい」という意見と整合が問われると思う。「廃止」の考え方を教えてほしい。

事務局 : 区は、資料7における主な機能の 統括・総合調整機能を行い、 ~ を移行する。30年度以降、区に主任ケアマネ、社会福祉士、保健師の3職種が揃わない見込みであることも要因となっている。

委員 : 3職種が揃わないため、基幹型として維持することが困難となり、業務委託するとは聞いていたが、その際も主な機能 は、区に残すという話であった。そのことを踏まえ、「廃止」という表現は妥当なのか。

事務局 : 区は、委託元の責任として、 の統括、総合調整機能を引き続き行った上で、受託事業者である事業団と連絡調整を行いながら、進めていく。

委員 : 一部残すが、基幹型という形ではなくなるということか。

事務局 : 区としては、基幹型という形ではなくなる。

会長 : 基幹型を置いている根拠は何か。

事務局 : 要綱である。

会長 : 要綱を廃止するのか。

事務局 : 要綱を改正し、基幹型は要綱上なくす。区としての基幹型はなくなる。

会長 : 廃止をして、統括、総合調整機能のみを残し、一部の機能を移行するということか。

事務局 : その通り。その方法が事業委託という形になる。

委員 : 委託業務に見合う委託料が算定されているのか。資料7には、来年度の委託料が全く記載されていないが、委託料について考え方を教えてほしい。

事務局 : 人件費、事務費等については、高齢者人口を含めた根拠のある算定基準の下、算定している。事業費は、精算対象外として事務量を換算した形で委託料を計上している。

委員 : 基幹型の機能一部移行に伴う委託料がどのように算定されているのか。

事務局 : 基幹型に移行する業務量に見合う予算を計上している。

委員 : 具体的な金額は。または、何人分なのか。

会長 : うめわかへの委託料が出されているが、これは精算対象外があるが、従来の地域型のみということでのよいのか。

事務局 : その通り。

会長 : 基幹型の金額も明確にするべきである。基幹型という言葉はなくなるのであれば、中途半端に基幹型という言葉を使用しない方がよい。うめわかへは、地

域型として従来の基幹型の機能の一部を担うということか。

会 長 : 言葉を変え、機能強化型の地域包括支援センターや重点支援センター等の呼び方を作り、全体の中の後方支援等で他の地域包括支援センターを補完する機能をうめわかを持っているということが分かるような標記にした方が混乱はしない。

事 務 局 : 区民にとっては、今まで通り圏域の地域包括支援センターに相談することになるため、うめわか高齢者支援総合センターの名称を継続する。

会 長 : 区民は予算にも関心があるため、どのような役割のお金が使われているのか知る必要があると思う。誤解のない形をとっと方がよいという意味である。

委 員 : 「基幹型」という言葉は、うめわかに移行する部分では使用してもよいのか。区に残る は、基幹型ではないということか。基幹型という言葉は全く使用しなくなるのか。

事 務 局 : 資料7の裏面に記載のとおり、「高齢者支援総合センター機能強化(基幹型)事業」を委託し、基幹型地域包括支援センターは廃止になるということである。基幹型は地域包括支援センターの一形態であり、介護保険法で規定されている業務はもちろん、1か所で ~ が全て揃っていないと地域包括支援センターとはならない。よって、基幹型ともならない。

委 員 : ~ が揃っていないのに、うめわか基幹型と呼んでいいのか。
2.4人分の人件費で算定すると聞いているが、3職種の安定設置ができるような人件費を委託料として充分なのか。

事 務 局 : 2.4人分の業務量として委託料を算定し、適当であると考えている。

会 長 : 整理した資料を委員に改めて配布してほしい。

委 員 : 基幹型の業務内容は、在宅医療介護連携推進事業の5の部分の在宅医療介護連携を支援する相談窓口という働きをするようなところか。墨田区の在宅医療介護連携を支援する窓口はどこにあるのか。

事 務 局 : 平成24年度に、高齢者に関する在宅医療介護連携を支援する窓口を高齢者福祉課に置いている。

委 員 : 資料4の福祉総合型について、知的障害者の方の相談も受けるのか。

事 務 局 : 窓口で案内するのは、身体障害の手帳取得支援が主となる。知的や精神の方については、適切な窓口へ案内する。

副 会 長 : 資料3の委託料の内訳について、平成29年度と比較し、増減している所がある。精算対象等の考え方の導入に伴って、増減が発生しているのか。また、基幹型の議論については、基幹型と書いてあるものを基幹的であるとか、基幹的事業を委託する、という言い方であれば適切だと思う。

事 務 局 : 基本的には、昨年は人件費や事務費等の合計の一律20%をケアプラン収入として控除していた。30年度からケアプラン収入の実績に応じて増減が発生するところがある。また、高齢者人口に合わせ、増加したところもある。

委 員 : 3職種の人件費が2.4人分は、委託先が非常に厳しいのではないか。適切な人件費を配分しなければ、各地域包括支援センターや居宅の事業者等に影

響が出てくるのではないか。

事務局：業務量に合わせた委託であるので、何人を雇用して下さいというものではない。また、基幹型を単独で運営してもらうというのではなく、あくまで地域型と一体的に ～ を上乗せして委託するものである。

会長：基幹型はなくなり、一体型というものになることでよいのか。それが2.4人分を見ていて、この資料に委託料がさらに上乗せされることでよいのか。

事務局：その通り。単独型で基幹型を設置するには1ヶ所で ～ を行うほか、3職種を配置しなければならず、なかなか難しいという他区の状況もある。区として、地域型の1つであるうめわかの中に基幹機能の一部を委託し、その中で地域型と基幹機能の一部を一体的に運営してもらう。つまり、それぞれに運営していくと人の配置も難しいということもあり、一体的に運営してもらうということで、2.4人分の事業量として算定した。金額は約1,700万円ほど。それと別に、障害者機能については、障害者の窓口相談ということで、別に予算をとっている。それは、障害者福祉課で予算立てをし、相談機能の配置分として別に金額がある。両方を踏まえた上で、基幹機能の一部を担ってもらうという考え方である。全てが揃った単独型としての基幹型は区として存続させることはできないということ踏まえ、要綱の廃止に至った。

委員：委託仕様の中には、3職種の配置をしてくださいと書いていないのか。

事務局：一体的な運営ということで、一部兼務を認める形にしている。

委員：単独で置く場合は、その人件費を算定しなければならないが、既存のセンターの中に基幹型の機能を加えるのだから、必ずしも100%の人件費で算定しなくても業務量で、という話か。センターや相談室には、それに相当する委託料が支払われている。そこに余裕があれば、基幹型で新たに配置する3職種の人件費も賄えるかもしれないが、余裕がなければ新たな委託料でその分を賄うしかないと思うが、それが可能であると考えているのか聞いている。

会長：人件費等の課題はあると思うが、今後は他の地域包括支援センターがどの程度、うめわかには支援を求めていくのか、また、うめわかがどの程度リーダーシップを持ち、全体をまとめることができるのかが課題になってくる。とにかくやってみて、一年後に評価した際、しっかりと機能しているかどうか。また、全体的な見直しを含め、あり方をもう一度検討するべきである。今回、基幹型、福祉総合型といった新たな形が出て、現場の職員も混乱すると思うが、そこでより行政の対応が求められる。基幹型の機能が廃止されるのか、想定される人員数及びそれに対応する人件費を各委員に送ってほしい。

(6)平成30年度墨田区地域包括支援センター運営協議会の開催予定(案)について事務局が資料5を用いて説明した。

第6期介護保険事業計画における最後の運営協議会に伴い、会長、副会長より挨拶があり、閉会とした。